

2020年5月25日

関西学院高等部
生徒・保護者の皆様

登校日の設定について

関西学院高等部
部長 枝川 豊

長引く休校期間により登校できない日々が続いていますが、生徒の皆さんは日々オンラインにて担任とのコミュニケーションを取りながら各授業に基づいて学習を進めてくれていること、また保護者の皆様にはご理解と自宅での様々なサポートを頂けていることに感謝致します。

既に報道等でご存知の通り、兵庫県と大阪府においても緊急事態宣言が解除されました。それを踏まえて5月21日(木)に兵庫県より県立学校の今後の対処方針について連絡があり、22日(金)に文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」)が示されました。これらを踏まえ、関西学院においても本日5月25日(月)に危機管理委員会が招集され、今後についての検討がなされています。従いまして、休校期間が終了する6月1日(月)以降の対応については5月27日(水)にご連絡することとなります。

高等部でも今週の登校日を設定することにいたしました。まずは入学以来、2日間しか高等部に登校できていない1年生の登校日とすることに致しましたので、以下にその考え方について記させていただきます。今後2年生・3年生についても登校日が設定されますが、同様の登校方法となります。登校日の詳細に関しては、それぞれの登校日前に各学年よりご連絡致します。なお、登校日以外は現在のオンライン授業を継続致します。何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。

記

登校日： 1年生 5月27日(水) ※2年生・3年生については次週に設定(5月27日に連絡)

登校方法： 学年クラス毎の分散・時差登校とする。学校での滞在時間は1時間程度

(例：A組～E組：9時～10時 F組～I組：11時～12時)

※HR教室ではなく、身体的距離を確保できる大教室等で実施することにより密集を回避します

※換気とマスク着用を徹底すると共に、入室や休み時間のトイレ使用等についても導線の確認や滞留しない工夫等をできる限り実施します

実施内容： 健康観察・諸連絡・課題や書類についての提出と配布 等

※5月中については授業・部活動は行わない。6月以降リスクの低い活動から徐々に実施

※登校日については校内で昼食を取りません。従って食堂やパンショップの営業もありません

※感染症予防のため、ウォータークーラーは使用禁止とします。

※登校に不安を感じられる場合は、遠慮なく担任までご相談ください

以上

関西学院高等部
生徒・保護者の皆様

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
を踏まえた、学校再開に向けての方針について

関西学院高等部
部長 枝川 豊

文科省設置の専門家懇談会から5月1日に出された提言では「・学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり・」とされました。その上で、22日に示された「衛生管理マニュアル」では「感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくこと」及び「学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲）に応じて判断すること」が重要であるとされています。

また、同マニュアルでは、地域の感染レベルに応じて「学校の行動基準」をレベル1～3までに分けており、兵庫県は「レベル2」に該当すると示されました。これを踏まえて高等部としては、登校日以降当面の期間について、以下のように新型コロナウイルス感染症対策を検討・実施していきます。最終的な決定については、前述の通り、5月27日(水)にご連絡させていただきます。

1. 高等部だけで生徒総数が1,100名を超える大規模校であり、広範囲から長時間をかけて登校する生徒が多数いることも踏まえ、慎重に学校の再開を進めること
2. 関西学院保健館と連携して校内に保健管理体制を構築すること
3. 感染源を絶つために各家庭と連携し、以下のことをできる限り徹底すること
 - (1) 登校時に、生徒（レベル2地域に該当する間は同居家族についても）の健康状態を把握すること
 - (2) レベル2地域に該当する間は、生徒本人及び同居家族に発熱等の風邪症状がある場合には、本人は登校しないよう各家庭へお願いすること（出席停止扱いとなります）
 - (3) 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、速やかに帰宅させること
4. 感染経路を絶つために、以下のことをできる限り徹底すること
 - (1) こまめな手洗いの指導
 - (2) 咳エチケットの指導
 - (3) 生徒がよく使用する場所や共用部分、教室入れ替え時の消毒実施
5. 集団感染リスクへの対応として、以下のことをできる限り徹底すること
 - (1) エアコン使用時も含め、30分に1回の換気を徹底すること（「密閉」の回避）
 - (2) 身体的距離（最低1メートル）の確保（「密集」の回避）

※高等部ではクラスを2つに分けての分散登校ではなく、クラス毎の時差登校としました。これは、まずはクラス全員が集まることを優先したためですが、これを可能とするために、高等部にある大規模教室や食堂を座席の配置変更等を行った上で使用することとし、文科省が示している身体的距離を確保します。

※教室への入室や休み時間のトイレ使用時も導線を示し、できるだけ密集を回避することとします。
 - (3) 基本的には常時マスクを着用します（「密接」の場所への対応）

以上

【参考】

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m程度 (最低1 m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m程度 (最低1 m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。